

## 資料 4

# 放射性物質の処理基準

(Bq/kg)

	ガレキ	土壌	堆肥、稲わら	焼却灰
仮置き・一時保管	被災地において仮置き	ガイドライン、除染実施計画に従って仮置き・一時保管	利用できなくなったものを仮置き・一時保管	放射能濃度が高いものを一時保管
埋め立て処分可能	8,000以下 一般の廃棄物とし埋立	処分基準について検討中	焼却した上で、焼却灰の放射能濃度に応じ適切に埋立	8,000以下 一般の廃棄物とし埋立
	8,000超100,000以下 セメント等の水との接触防止措置をとって埋立			8,000超100,000以下 セメント等の水との接触防止措置をとって埋立
	100,000超 遮断型処分場で埋立			100,000超 遮断型処分場で埋立
中間貯蔵	福島で発生した100,000超	福島県で発生したもの	福島で発生した100,000超	福島で発生した100,000超
中間貯蔵後の最終処分	中間貯蔵開始後30年以内に福島県外にて完了			
減容・濃縮	実証実験段階、有用な技術があれば今後活用			